

第1. 民法とは

民法＝私法の一般法

私法＝私的生活を規律する法

一般法＝地域・人等に限定されない、一般的な関係を規律している法
(＝基本的なルール)

ex. お金を返してほしい、慰謝料を支払え、家を売ってほしい

→全て民法の適用あり

cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある(家族法に適用があるかは争いあり)規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定

ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則

各物権(ex. 所有権、抵当権)の専用の規定

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

ア 総論(総則)

債権全てに適用がある規定

イ 各論

各債権専用の規定

2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定(ex. 夫婦、親子)

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定(ex. 法定相続、遺言)